協議書記載例

第１号様式（第３条・第８条関係）

産業廃棄物処理施設等設置事前協議書

提出日の日付を記入

〇年〇月〇日

知事名を記入

大分県知事　〇〇　〇〇　殿

法人の場合　→　登記事項証明書に記載された本店の住所
個人の場合　→　住民票に記載された住所

住所　大分県大分市大手町〇丁目〇番〇号

法人の場合　→　登記事項証明書に記載された「法人の名称」と「代表者の役職」「氏名」を記入
個人の場合　→　住民票に記載された氏名を記入

氏名　〇〇〇〇株式会社
代表取締役　〇〇　〇〇
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　097-〇〇〇-〇〇〇〇

連絡がとれる電話番号を記載

許可対象施設は第5条第1項、それ以外は第9条第1項目

下記のとおり、産業廃棄物処理施設等の設置を行いたいので、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第５条第１項（~~条例第９条第１項~~）の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。

(1) 産業廃棄物処理施設等の設置の場所	大分県大分市大手町〇丁目〇番 原則として土地の登記事項証明書に記載された地番を記入。住居表示されている場合は、住居表示でも可。
(2) 産業廃棄物処理施設等の種類 廃掃法施行令の根拠条文を記入	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第7条第8号の2　がれき類の破砕施設（固定式） （産業廃棄物処理施設に該当する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の根拠条文）
(3) 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類及び受入れ対象地域	産業廃棄物の種類 がれき類 施設で処理する産業廃棄物の種類を記入 受入れ対象地域 大分県一円
(4) 産業廃棄物処理施設等の処理能力 処理能力の算定根拠を別途、添付してください。	m^3／日　（　）時間　m^3／時間 800　t／日　（ 8 ）時間　100 t／時間 面積　m^2 埋立容量　m^3 処理能力の算定式 別添のとおり 破砕施設の場合はトンで記載すること。稼働時間が8時間未満の場合は、8時間あたりの処理能力を記載

（第１面）

協議書記載例

(5)△産業廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	産業廃棄物処理施設等の位置		大分県大分市大手町〇丁目〇番 詳細は、別添1の「施設配置図」のとおり
	産業廃棄物処理施設等の処理方法		ホッパにがれき類を投入　→　一次クラッシャーで破砕　→ 二次クラッシャーで破砕　→　スクリーンで分級　→ 再生路盤材(0～40㎜)として出荷 詳細は、別添2の「処理フロー図」のとおり
	産業廃棄物処理施設等の構造及び設備		一次クラッシャー　〇〇〇 二次クラッシャー　××× スクリーン　　網目は40㎜ 詳細は別添3の「平面図」「立面図」「断面図」「構造図」「カタログ」のとおり
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	破砕施設から排ガスは発生しない。 粉じん防止のために、少量の水道水を散水する。
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	粉じん防止のために散水した水道水の大部分は地中にしみこむが、一部は沈砂池を通した後、雨水排水路を経由して〇〇川に放流する。 詳細は、別添1の「施設配置図」のとおり
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		破砕施設から排ガスは発生しない。 散水には水道水を使用し、沈砂池を通して排水するため、周辺河川等に与える影響は軽微であると思われることから、環境保全目標値は設定しない。
	その他産業廃棄物処理施設等の構造等に関する事項		別添4のとおり
(6)△産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		破砕施設から排ガスは発生しない。 散水には水道水を使用し、沈砂池を通して排水するため、周辺河川等に与える影響は軽微であると思われることから、環境保全目標値は設定しない。
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		該当なし
	その他産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項		別添5のとおり
(7)△災害防止のための計画（産業廃棄物の最終処分場である場合）			産業廃棄物の中間処理施設であるため、該当なし
(8)△土地利用の規制等に関する法令等の対応状況			別添6の「土地利用の規制等に関する法令等の対応状況」のとおり

備考

1　産業廃棄物処理施設等の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。

2　△印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。

(1)産業廃棄物処理施設等の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2)排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

3　すべてを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

4　汚泥等又は焼却灰等の処分方法は、該当がある場合に記入すること。

5　設置しようとする産業廃棄物処理施設等の設置の場所を所管する保健所へ２部提出すること。

別添２　処理フロー図

記載例

産業廃棄物の搬入

産業廃棄物収集運搬業者及び当社の車両で、産業廃棄物を搬入する。

↓

産業廃棄物の性状の確認

搬入された産業廃棄物を目視で確認し、当該施設で処理できるかどうかを判断する。処理できない場合は、受入れを拒否する。

↓

産業廃棄物の計量

トラックスケールで産業廃棄物の積載量を計量し、記録する。

↓

産業廃棄物の受入れ・保管

積み荷を車両から降ろし、原料ヤードに一時保管する。

↓

産業廃棄物の前処理

作業場にて、重機を使用して産業廃棄物を小割する。

↓

産業廃棄物の破砕・分級

重機を使用して、産業廃棄物処理施設のホッパに投入する。投入された廃棄物を一次破砕機→二次破砕機の順で破砕を行った後、スクリーンで分級する。この際、40㎜以下のものを製品とし、40㎜を超えるものは再度破砕機で破砕する。

↓

処理後の産業廃棄物(製品)の選別・保管

できあがったRC-40を、製品ヤードで一時保管する。

↓

処理後の産業廃棄物(製品)の利用

再生路盤材(RC-40)として売却する。一部は自社の工事で使用する。